

○蒲生町隣保館設置条例

(昭和43年3月30日)  
(条例 第10号)

(設置)

第1条 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行うため、本町に隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称      | 位 置         |
|----------|-------------|
| 蒲生町立石塔会館 | 蒲生町大字石塔36番地 |

(事業)

第3条 第1条の規定による隣保事業として、次の事業を行う。

- (1) 生活相談及び生活改善指導に関すること。
- (2) 保健衛生及び社会福祉に関すること。
- (3) 図書閲覧及び教養文化に関すること。
- (4) その他町長が目的推進のため、必要と認めたこと。

(職員)

第4条 隣保館に必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 隣保館の運営を円滑ならしめるため、隣保館運営委員会を置くことができる。

2 隣保館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(一般使用)

第6条 町長は、第3条の事業のほか、特に必要と認めたものについては、事業に支障のない限り隣保館の施設を利用させることができる。

2 前項により施設を利用しようとする者は、使用の3日前までに町長に申出て、その許可を受けなければならない。申出の事項を変更しようとするときも同様とする。

3460(—3480)

〔蒲生町②〕 三四六〇(一三四八〇)

(使用料)

第7条 前条により隣保館を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。ただし、町の機関が使用するときを除く。

(使用料の減免)

第8条 次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) もっぱら公益のために使用するとき。
- (2) その他町長が減免の必要があると認めたとき。

(弁償)

第9条 隣保館を使用する者が、施設、備品その他に対し故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

別表

| 室 名     | 使 用 時 間 及 び 使 用 料 |             |             |            |
|---------|-------------------|-------------|-------------|------------|
|         | 8.00~12.00        | 12.00~17.00 | 17.00~22.00 | 8.00~22.00 |
| 集 会 室   | 200円              | 300円        | 500円        | 1,000円     |
| 相談室兼図書室 | 100               | 200         | 300         | 600        |

〔蒲生町②〕 三四八一